

測量法施行規則の一部改正について

1. 改正の経緯

平成 29 年 3 月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(規制改革推進会議行政手続部会)が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト(事業者の作業時間)を 20%削減するための基本計画を策定しており、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)に基づく測量業者の登録に係る手続きについても簡素化を実施することとされております。

これを受け、今般、測量法施行規則(昭和 24 年建設省令第 16 号)第 13 条及び第 14 条について、書類簡素化のため所要の改正を行いました。

2. 改正の概要

登録申請者又は測量業者が法人である場合においては、一覧表形式の様式(財務事項一覧表)と、申請者が作成している会社法等に準拠した貸借対照表及び損益計算書の提出を求めることとし、株主資本等変動計算書及び注記表は廃止します。

提出書類	改正内容
財務事項一覧表	新設
貸借対照表・損益計算書	様式を廃止、申請者が作成している書類を提出
株主資本等変動計算書・注記表	廃止

3. 施行期日及び経過措置

(1) 施行

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

令和 2 年 3 月 31 日までに決算期の到来した事業年度にかかる書類については、改正前の様式に基づいて作成することができます。

なお、「測量法施行規則別表十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件」についても改正しております。(令和 2 年 4 月 1 日施行)

今回改正した財務に関する書類等は、国土交通省 HP でご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000209.html

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室

電話 03-5253-8111(内線 24813、24816)、03-5253-8282(直通)

改正の経緯

- 平成29年3月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(規制改革推進会議行政手続部会)が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減するための基本計画を策定しており、測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量業者の登録に係る手続きについても簡素化を実施することとされている。
- これを受け、今般、測量法施行規則(昭和24年建設省令第16号)第13条及び第14条について、書類簡素化のため所要の改正を行った。

改正概要

- 登録申請者又は測量業者が法人である場合においては、一覧表形式の様式(財務事項一覧表)と、申請者が作成している会社法等に準拠した貸借対照表及び損益計算書の提出を求めることとする。
- 株主資本等変動計算書及び注記表は廃止する。

<イメージ>

改正前



貸借対照表及び損益計算書の様式を廃止



一覧表形式の様式の新設

申請者が作成している貸借対照表と損益計算書を添付

改正後

測量法施行規則 財務に関する書類

改正前		改正後	
貸借対照表	6枚	財務事項一覧表	1枚
損益計算書	3枚		
株主資本等変動計算書	1枚	<廃止>	-
注記表	9枚		
完成測量原価報告書	2枚	完成測量原価報告書	2枚
合計	21枚	合計	3枚

経過措置

- 令和2年3月31日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、従前の例によることができる。